

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度を有効期間とする復旧・復興建設工事共同企業体が契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和７年５月１６日

北陸農政局長 遠藤 知庸

１ 対象地域

特定災害復旧事業 石川農地海岸地区及び稲舟地区

２ 入札可能工事

入札公告において、復旧・復興建設工事共同企業体の対象工事であることが明示された工事

３ 工事種別

工事種別は、「北陸農政局建設工事等契約事務取扱要領」（平成２７年１０月１日付け２７陸振第３５号 北陸農政局長通知）の別表１に掲げる「土木一式工事」とする。

４ 資格審査申請書類の受付期間、受付場所及び提出方法の時期

復旧・復興建設工事共同企業体の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあつては、公示日以降、随時に審査を受け付ける。

５ 申請の方法

（１）申請書の入手方法

ア 「競争参加資格審査申請書（復旧・復興建設工事）」（以下「申請書」という。）は、北陸農政局ホームページから入手するものとする。

令和７・８年度 地方農政局競争参加資格審査申請の手引き及び様式（外部リンク）

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/bid/index.html>

イ 申請書作成に当たっては、アにより入手した手引き書の「共同企業体」を「復旧・復興建設工事共同企業体」と読み替えるものとし、〔１〕の５の５）共同企業体及び〔２－２〕記載例（建設工事－経常建設共同企業体）」に準ずるものとする。

（２）申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、郵送（書留郵便）により提出すること。

ア 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）（写し）

イ 最新の総合評定値通知書（写し）

ウ 納税証明書その３の３（写し）

【提出先、問い合わせ先】

〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎
北陸農政局農村振興部設計課調整係
電話：076-263-2161（代表）内線 3522

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6 復旧・復興建設工事共同企業体としての資格及び審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 10 月 31 日付け各地方農政局長。以下、「令和 6 年 10 月 31 日付け公示」という。）の「4 競争に参加することができない者」の（1）から（5）に該当する者を構成員に含むもの及び次に掲げる（1）から（5）の条件を満たさないものについては、復旧・復興建設工事共同企業体としての資格がないものとする。それ以外の復旧・復興建設工事共同企業体については、令和 6 年 10 月 31 日付け公示「5 競争参加資格及びその審査（1）建設工事契約」に掲げる総合数値を付与して復旧・復興建設工事共同企業体としての資格を認める。

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体の構成

復旧・復興建設工事共同企業体の構成は、次に掲げる全ての条件を満たす 2 又は 3 社による組合せとする。

ア 同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者（「令和 7・8 年度競争参加資格有資格者名簿（建設工事）」登録業者）又はこれと同等と認められる者の組合せであること。

イ 構成員に被災地域の地元建設企業（被災地域に主たる営業所を有する建設企業をいう。以下同じ。）が少なくとも 1 社含まれていること。

なお、被災地域とは、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町をいう。

ウ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（アの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行うまでの期間に、北陸農政局長から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。

(2) 構成員の技術的要件

構成員は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 全ての構成員について、登録しようとする種別に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が 3 年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、この限りではない。

イ 全ての構成員について、工事 1 件の請負代金の額が建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項で定める金額にあつては、発注工事に対応する建設業法の当該許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条の 3 第 2 号に掲げる要件（実務経験のみの要件を除く。）に該当するものであつて、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）を工事現場に専任で設置することができること。

ただし、地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で設置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあつては、国

家資格を有しない主任技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、国家資格を有する主任技術者でない者であって、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。）を設置することで足り、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で設置する場合は、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとする。

また、分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を設置すること。

(3) 出資比率要件

全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者要件

復旧・復興建設工事共同企業体の代表者は、被災地域の地元建設企業とすることを原則に構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

(5) 復旧・復興建設工事共同企業体の協定書

「復旧・復興建設工事共同企業体協定書」の様式は、5（1）へアクセスして入手するものとする。

7 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」（北陸農政局ホームページ掲載）により通知する。

8 資格の有効期限

復旧・復興建設工事共同企業体としての資格の認定の日から令和9年3月31日までとする。

9 その他

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体の名称は、「〇〇・□□特定災害復旧事業復旧・復興建設工事共同企業体」とする。

(2) 対象工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、復旧・復興建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(3) 甲型（共同施工方式）の復旧・復興JVと乙型（分担施工方式）の復旧・復興JVを混在させた復旧・復興JVの結成は認めないこととする。

(4) 認定を受けた復旧・復興建設工事共同企業体は、「令和7・8年度競争参加資格有資格者名簿（建設工事）」に登録されるものとする。

(5) 一の企業が北陸農政局に登録することができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は、1とするものとする。なお、上記共同企業体の数を超えた申請をした場合、その申請は無効とする。

(6) 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員が、単体企業としても登録することや、他の共同企業体の構成員になることは可能である。